

習志野市

農業委員会だより

発行 習志野市農業委員会

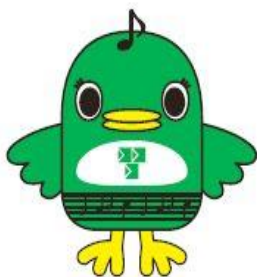
所在地 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047-453-7708

《第10号》



《第51回習志野市農業祭 焼芋店前にて》



《ナラシド♪》

☆☆☆ 目 次 ☆☆☆

1. 第51回習志野市農業祭風景
- 2～3. 農業委員会からのお知らせ
4. 農業祭・農業者年金・その他

農業委員会からのお知らせ

《毎年1月に行われていた農地基本台帳の整備は、8月に変更されます》

《農地基本台帳(農地台帳)とは》

農地基本台帳は、平成26年4月の改正農地法により法定化されました。

農業委員会の日常的な業務推進において、最も基礎になるものであり、農地を一筆ごとに管理する唯一の台帳として、各農家の最も新しい情報を把握すると共に、データの更新と管理を図り農地施策に反映する極めて重要な資料となるものです。

皆様から提出していただいた農地基本台帳は、個人情報保護法により農業委員会が管理しています。

《農地基本台帳整備の対象者》

- ・習志野市に居住する、耕作面積が10アール以上の農家の方
- ・耕作面積が10アール未満であっても貸付地を合わせると10アールを超える農家

◎配布時期が変わります！

申請書は8月上旬に地区農業委員から、各農家の皆様へ配布いたします。

《農地を転用する場合は、農地法による手続きを！》

《農地転用とは》

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用にあたります。

《手続きをしないと罰則も》

農地を農地以外の目的で使用する場合、市街化区域内では農地転用の届出が、市街化調整区域では許可が必要になります。(但し、農用地については、協働経済部 産業振興課へお問い合わせください。)

また、2アール未満の農業用施設を自己所有農地等に設置する場合でも届出が必要となります。

この許可等の手続きを受けずに無断で農地を転用した場合や、転用の許可申請の計画どおりに転用をされない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や現状回復等の命令がされる場合があります。また罰則の適用もあります。

農地を農地以外の目的で利用する計画がある時には、必ず事前に地区農業委員や農業委員会までご相談ください。

《農業用ハウス等の取り扱いが一部変更》

法律の一部改正により、農業用ハウス等の施設について、農地としての取り扱いが変わります。

新たに農業用ハウス等の建設を計画されている場合や、既存の農業用ハウス等の増改築の際には事前に農業委員会までご相談ください。

《農地の貸し借りは、正規の手続きで・・・農地の時効取得、ご存じですか？》

農地の時効取得とは、正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法の規定により賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑料(離作料)を請求される場合があります。裁判になれば、費用と時間も費やすことになり、相当な負担を強いられることとなります。

そのようなトラブルをなくすために、正規の手続きを取りましょう。

農業委員会または協働経済部 産業振興課にご相談ください。

《農地改良についてのお願い！》

田・畑を埋め立てて農地造成する場合は、**農地法の許可が必要**です。農地の改良の埋立等を行う場合には、事前に農業委員会へご相談ください。

最近「良い土があるので、荒れた農地をかさ上げして有効利用しないか」「農地を無料で造成してあげる」などの甘い言葉で誘い、適切に処理が行われていないものが混入している恐れがある土砂や、建設残土の捨て場にしてしまう悪質な業者がいます。

安易な気持ちで応じないよう、工事の誘いがあった場合には、必ず農業委員や農業委員会にご相談ください。

《生産緑地制度のお問い合わせは都市計画課へ》

習志野市では、平成4年(1992年)に多くの生産緑地が指定されており、これらの生産緑地は2022年には指定から30年が経過します。

このことに伴い、法律が改正され生産緑地についての新しい制度ができました。

詳しくは、都市環境部 都市計画課までお尋ねください。

お問い合わせ先

【都市環境部 都市計画課 電話 047-451-1151 内線273】

《相続等により農地の権利を取得したときは、届出が必要です》

農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会へその旨の届出をしてください。

第51回農業祭を市役所新庁舎で開催しました

11月10日（土）・11日（日）の2日間にわたり、第51回農業祭を開催しました。

今回は市役所新庁舎で行われる初めての農業祭で、ガスフェスタ・消防救急フェア・健康フェア・スポ振スポーツ広場も同時開催しました。来場者数は2日間で25,395人となり、大いに賑わいました。

農業祭は『つくる喜び、食べる幸せ、ならしの野菜』をテーマに市産市消を推進し、農業者と地域住民のふれあいを深め、習志野農業の振興を図ることを趣旨として、毎年11月の第2土曜日・日曜日の2日間で開催しています。

本祭典は「第51回習志野市農業祭実行委員会」を立ち上げ、実施されました。構成メンバーは、JA千葉みらい各支部長・JA千葉みらい園芸部・青壮年部・女性部、習志野市農業士等協会・習志野市協働経済部産業振興課・習志野市農業委員会です。

農業者年金のお知らせです

農業者年金のメリット

- ◇ 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- ◇ 年金は生涯支給されます。
- ◇ 支払った保険料は全額社会保険料控除
- ◇ 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も
～農業者の方なら広く加入いただけます。～

・加入できる方

農業者の方で下記の①～③の全てを満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者の方
(保険料納付免除者を除く。)
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 20歳以上60歳未満の方



全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

毎週金曜日発行 1ヶ月 700円（消費税込）

申し込みは、農業委員会まで

☆編集後記☆

今年度の農業祭は、新しい庁舎にて行われた初めての農業祭となり、天候にも恵まれ、多くの方が訪れました。

農業委員会では、初めての場所での出店から多少戸惑いもありましたが、皆で一致団結し、各日50袋限定の野菜福袋販売、焼芋販売は好調で、完売御礼の大盛況のうちに終了となりました。

新しい年を迎えました。今年も農業者の声が反映される農業委員会を目指していきたいと思います。